

# 子どもたちの健やかな成長をサポート 児童手当制度

## ■児童手当とは

家庭等における生活の安定と次世代の社会を担う子どもの健やかな成長のために、児童を養育している方に対して児童手当を支給しています。

出生・転入等により、新たに受給資格が生じたときは、窓口で「児童手当認定請求書」を提出してください。

認定請求をした日の属する月の翌月から支給されます。(公務員の方は、勤務先に提出してください。)

「児童手当認定請求書」を提出し、市の認定を受けなければ児童手当を受けることができませんのでご注意ください。

**対象者**  
中学校卒業まで(15歳の誕生日後の3月31日までの)の児童を養育している方

**手当額**  
・3歳未満：一律1万5千円  
・3歳以上小学校修了前：1万円(第3子以降は1万5千円)  
・中学生：一律1万円

※所得は受給者本人の分のみで、世帯の合算した所得ではありません。  
※所得制限限度額を超えている場合は、特例給付として一律月額5千円を給付します。

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960.0
4人	774	1002.1

**所得制限限度額**  
所得制限限度額は左の表のとおりです。

**支給日**  
※一人あたりの月額です。  
※児童の数え方は、高校卒業(18歳の誕生日後の最初の3月31日)までの児童のうち、年長者から数えます。

## ■支給方法

受給者名義の口座に振り込みます。

## ■新規認定の手続き

出生や転入などで児童手当の支給を受けるには申請が必要です。

## ■申請できる方

児童を養育している父または母のうち、所得が高いなど児童の生計を維持する程度が高い方(父母以外の方が養育している場合は問い合わせてください)

## ■申請に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 父母及び18歳までの子どもの健康保険証の写し
- ③ 振り込みを希望する金融機関の通帳の写し
- ④ マイナンバーの確認に必要なもの

・請求者と配偶者の通知カードまたは個人番号

カード  
・身元確認書類  
※世帯の状況に応じて、その他の書類が必要になる場合があります。

**■現況届の提出を忘れずに**  
現況届は、児童手当を受給している方について、毎年6月1日の状況を把握し、手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するものです。  
提出がない場合、6月分以降の児童手当が受給できなくなりますので、ご注意ください。

## ■寄付について

手当の全額または、一部を子育て支援に活用してほしいという方は、市に寄付を行うことができます。詳しくは、市子ども課までお問い合わせください。

## ■申請・問い合わせ

市子ども課子育てグループ  
☎23・6529

# ご存知ですか? 児童扶養手当制度

## ■児童扶養手当とは

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るための制度です。

## ■対象者

- ① 次のいずれかに該当する児童を監護している父、母または養育者
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障がいにある児童
- ④ 父または母の生死が明らかではない児童
- ⑤ 父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 未婚で出生した児童
- ⑨ 遺棄などで父母がいるかいないか分からない児童

※18歳に達する日以降の最初の3月31日(18歳年度末)までの間にある者。ただし心身のおおむね程度以上の障がいがある場合

合は20歳未満まで  
**手当額**

平成31年4月からの手当額(月額)は左の表のとおりです。昨年度と比較して1.0%引き上げになっています。

区分	全部支給	一部支給
児童1人	42,910円	42,900～10,120円
児童2人	上記に10,140円加算	上記に10,130～5,070円加算
児童3人以上	上記に6,080円加算	上記に6,070～3,040円加算

※受給者の所得に応じて、全部支給、一部支給、全部停止(0円)となります。

## ■支給日

- ・12月3月分：4月11日
- ・4月7月分：8月13日
- ・8月10月分：11月11日
- ・11月12月分：1月13日
- ・1月2月分：3月11日

※2019年11月より、年6回払いに変更になります。奇数月に2か月分を支給しますが、今年度は途中から変更になるため、

## ■申請・問い合わせ

市子ども課子育てグループ  
☎23・6529

11月は3か月分の支給となります。  
支給方法  
受給者名義の口座に振り込みます。

※認定請求した日の属する月の翌月から支給されます。

## ■公的年金の受給について

平成26年12月以降、遺族年金・障害年金などの公的年金等の受給額が児童扶養手当より低い方は、差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

## ■新規認定の手続き

児童扶養手当を受けるには申請が必要です。

## ■申請に必要なもの

- ① 戸籍謄本(申請者と児童の分)
  - ② マイナンバーの確認に必要なもの
  - ③ 家族全員の健康保険証
  - ④ 申請者本人の預金通帳
  - ⑤ 印鑑
  - ⑥ 年金手帳
  - ⑦ アパートの契約書など住宅の状況が分かるもの
- ※その他必要な書類がある場合があります。